

令和2年度 介護サービス従事者確保事業補助金

評価表 NO.

15

所管部課名	高齢・介護福祉課	担当者	山下 真司					
事務事業名	介護保険一般事務事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和2年度 予算額	700 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	700 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	当該補助事業等のサービス利用者に係る利用日数・回数		96日	令和7年度				
成果指標②	当該補助事業等のサービス利用者に係る介護度の推移		重度化防止 (軽度化・現状維持)	令和7年度				
補助対象者	甌島地域に甌島地域外から介護サービス事業に従事する者を派遣する介護サービス事業者							
補助対象経費	船賃及び家賃							
補助対象事業・活動の内容	甌島地域に甌島地域外から1ヶ月以内のローテーション等で介護サービス事業に従事する者を派遣する事業者に対し、船賃及び家賃を補助するもの							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	船賃(必要な従業者1名につき各週往復1回分を限度)家賃(月額1/2で上限15,000円)							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を 受ける 3年 の事業 (団体 等)の 決算 状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		332,460	52.2%	33,800	9.5%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			332,460	52.2%	33,800	9.5%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			304,200	47.8%	323,280	90.5%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		636,660	100.0%	357,080	100.0%
	支出	事業費			636,660	100.0%	357,080	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		636,660	100.0%	357,080	100.0%
	支出計/前年度支出計						56.1%	
自己資金/前年度自己資金						10.2%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		2		
成果指標の推移①				45		39		
成果指標の推移②				軽度化2・他は現状維持		重度化1・他は現状維持		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】</p> <p>【前回評価への回答】</p> <p>【事業のPR方法】・広報紙及びホームページへの掲載、介護サービス提供事業者連絡会にて事業説明</p> <p>【費用対効果】・甌島地域に甌島地域外から介護サービス事業の提供へ寄与している</p> <p>【補助事業以外の事業】・該当なし</p> <p>【その他】・介護サービス従事者確保事業補助金の交付を受ける事業者は、本市の介護保険事業の推進に積極的な協力を行っている</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	甌島地域では介護サービスは限られている。甌島地域における介護サービス確保のための島外からの従業者の派遣に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	甌島地域での介護サービスの維持・拡充を図ることにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるために必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	介護サービスの維持・拡充を図ることにより、保険医療の向上及び福祉の増進に寄与し、介護サービス利用者の重度化防止にも努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甌島地域で介護サービスを甌島地域外から提供する介護サービス提供事業者へ補助することは適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	甌島地域外からの甌島地域への介護サービスの提供を確保し、その維持・拡充を図るために、船賃及び家賃を補助することは、有効な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	船賃の補助回数及び家賃の補助上限額は明確に定められており、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 介護サービスの維持・拡充を図ることにより、住みなれた地域で日常生活を営むことができることから、当面は事業を継続したいと考えている。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 介護人材の確保や医療・介護・福祉等の連携をより深めることで、成果を出していきたい。		≪まとめ≫

薩摩川内市介護サービス従業者確保事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる介護サービス従業者確保事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「離島地域」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された本市の離島振興対策実施地域をいう。

2 この要領において「介護事業者」とは、本市に事業所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、介護保険施設、指定介護予防サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業、第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う者をいう。

3 この要領において「要介護者等」とは、法第7条第3項及び第4項に規定する要介護者及び要支援者をいう。

4 この要領において「居宅要支援被保険者等」とは、省令第140条の62の4各号のいずれかに該当する被保険者をいう。

5 この要領において「従業者」とは、介護職や看護職など、要介護者等や居宅要支援被保険者等に直接サービスを提供する次の各号に定める者とする。

- (1) 介護職員
- (2) 看護職員
- (3) その他市長が認める者

6 この要領において「船賃」とは、川内港又は串木野新港から里港、鹿島港又は長浜港までの定期船を利用する往復料金（介護サービス（前条第2項に掲げる介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供するために必要な資材等の運搬料金は除く。）をいう。

7 この要領において「家賃」とは、賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場利用料を除く。）をいい、ホテル及び旅館等の宿泊費は対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、離島地域に居住する要介護者等及び居宅要支援被保険者等に対して、介護サービスを提供するため、第2条第5項各号に定める必要な従業者を、離島地域外から1箇月以内の雇用又は派遣により事業を実施する事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 介護サービス従業者確保事業補助金の額は、前条に規定する補助対象者が介護サービスの提供にあたり負担した、次の各号に定める費用とする。

- (1) 従業者を離島地域外から雇用又は派遣により確保する場合に負担した船賃。なお、離島において業務を行う際に必要な人数を補助対象とするが、必要な従業者1名につき各週

1 回分を補助の限度額とする。

- (2) 従業者を離島地域外から雇用又は派遣により確保する場合に負担した借家等の家賃。ただし、補助金額は家賃月額 $\frac{2}{1}$ とし、1月当たり15,000円を限度とする。また、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 介護サービス従業者確保事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、補助事業の対象となる費用が発生した最初の日が属する月の末日までとする。

2 介護サービス従業者確保事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実施計画書(様式第1号)
(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 介護サービス従業者確保事業補助金の交付の決定は、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合これを行わない。

(実績報告)

第7条 介護サービス従業者確保事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実績報告書(様式第2号)
(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 介護サービス従業者確保事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業等のサービス利用者に係る利用日数・回数
(2) 当該補助事業等の利用者に係る介護度の推移

(補助事業者等の責務)

第9条 介護サービス従業者確保事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の介護保険事業の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。